

# 町のうき

(1)

町 <u>のうき</u>	
本籍数	4,621
本籍人口	14,880
世帯数	3,586 (3,578)
住民登録人口	13,721 (13,710)
内 男	6,654
内 女	7,067

9月1日現在  
( )内は8月1日現在

発行・秋田県天王町役場 TEL(天王)1.42.135  
編集・企画室 印刷・一日市印刷 TEL(018875)2038

## 出戸浜簡易郵便局

### 位置変更の経緯について

天王町長 藤原慶三郎



爽りの秋を迎え、町民の皆様は、毎日ご多忙な生活をお送りのことと存じます。

このたび、問題になりました出戸浜簡易郵便局の件に關しましては、議会並びに町民各位に多大のご迷惑をかけ、申し訳ございませんでしたが、九月二十六日、双方和解にいたりしましたので、その詳細をご報告申し上げます。

【四十六年一月七日】

議会議決  
簡易郵便局郵政窓口事務委託契約申し込みについて議決。

【同年六月一日】

簡易郵便局取り扱ひ事務委託契約について、仙台郵政局長と町長が締結。

【同年七月一日】

出戸浜簡易郵便局郵政窓口事務委託について、町長と菊地米吉が締結。

【四十七年三月十四日】

議会議決

出戸浜簡易郵便局の土地、建物について緊急質問の動議があり、これを議決。申請時とその後においての所有者の異動経緯について質問。

建物については、申請者菊地米吉にかわり、伊藤邦夫の所有であり、土地については、四十六年十月二十五日錯誤の原因により、伊藤邦夫から菊地米吉の所となつてゐる。

その実態を調査するため「出戸浜簡易郵便局調査特別委員

会」を構成。

委員委員は次のとおり  
委員長 上坂順治 副委員長 三浦重春 委員 三浦兼吉 菅生春司 薄田国三郎 藤原吉治郎 安田慶悦 鎌田堅治郎 越前屋英三の九議員。

【同年三月二十五日】  
同委員会を開会

【同年三月二十七日】  
本会議において、別記①のとおり同委員会の中間報告。

【同年三月三十日】  
同委員会を開会

【同年四月十四日】  
同委員会より、別記②のとおり委員会報告。

また、出戸浜簡易郵便局の問題は、伊藤邦夫議員が権位ある議事を傷つけたとして、十六議員から議員辞職勧告決議案が出され、賛成多数により議決。

【同年六月二日】  
出戸浜簡易郵便局郵政窓口事務委託契約の解約について、菊地米吉に通知。

【同年六月六日】  
菊地米吉より不応の返答書。

【同年六月九日】  
議会議決

同郵便局の設置場所の変更申し込みについて議決。

【同年六月十三日】  
仙台郵政局長に対し、設置場所の変更について申請。

【同年六月十七日】  
菊地米吉の返答書に対し、重ねて解約の旨通知。

【同年七月十日】  
菊地米吉の訴訟代理人、弁護士伊勢正克より訴状あり。

【同年七月十一日】  
応訴について、伊藤彦造法律事務所に依頼。

【同年七月十八日】  
議会議決

「出戸浜簡易郵便局特別委員会」を構成。

委員委員は次のとおり  
委員長 鎌田堅治郎 副委員長 菅生春司 委員 三浦兼吉 三浦重春 薄田国三郎 藤原吉治郎 安田慶悦 越前屋英三の八議員。

【同年七月二十九日】  
【同年八月二日】  
同委員会より、別記③のとおり委員会報告。

【同年八月十日】  
町長、議長及び同委員会委員と東北郵政局に位置変更の接

【同年八月十八日】  
秋田県簡易郵便局連絡協議会長鈴木伊一郎より、局舎移転、その他について陳情書の提出あり。

【同年八月二十四日】  
同委員会を開会

【同年八月二十九日】  
第二次公開

【同年八月三十一日】  
東北郵政局、稲毛施設課長と加藤係長が事情聴取のため来町。町長、議長、同委員長が面談。同席者助役。また、別に加藤係長、町長、議長、同委員長、天王郵便局長、菊地春治(菊地米吉代理人)が面談。同席者助役。

【同年九月十一日】  
議会議決

【同年九月二十六日】  
和解調印

「七月一日より仙台郵政局を東北郵政局と改称」

### 和解到達に感謝

### 清潔な町天王を

最後に、このたびの件に關しましては、いろいろ複雑な問題背景等もあり、解決まで数々の困難な経過を経てまいりましたが、あくまでも「正すべきはた(質)す」との強い信念をもち、交渉に際して私は

①地域住民、特に受益者に絶対迷惑をかけるべきではない。

②議会の議決は、絶対尊重しなればならない。

この二点を基本線として、早期解決のため、町としてはできる限りの譲歩もやむなしと考へて接してまいりましたところ、特別委員各位の特段のご理解と公正かつ良識あるご判断と議会のご協力により、このたび和解に到達しましたことに関し、衷心より深く感謝申し上げます。

今後、二度とこのようなこと

同委員会より、別記④のとおり委員会報告。

県簡易郵便局連絡協議会長鈴木伊一郎よりの陳情書を不採択。

【同年九月十八日】  
菊地春治(菊地米吉代理人)来庁。和解について町長と面談

【同年九月二十一日】  
同席者助役、総務課長。

【同年九月二十二日】  
同委員会を開会

【同年九月二十二日】  
議会議決

同委員会より、別記⑤のとおり委員会報告。出戸浜簡易郵便局の訴訟の和解について、別記⑥、⑦のとおり議決。

【同年九月二十六日】  
和解調印

「七月一日より仙台郵政局を東北郵政局と改称」

の起こらないよう、事務体制にも万全の注意を払うと共に、町民各位に少しでも誤解を招くような言動は、町長たる私自身はもちろんのこと、町民の選良である議員各位も厳に慎しむべきであると痛感しています。

いくら名言を吐き、名文を書こうとも言動と事実が相違しては、町民の信頼と期待に応えられないことを心に銘記し、清潔で明るく豊かな郷土建設に努力いたす覚悟です。

以上ご報告申し上げ、町民各位の冷静かつ公正なるご理解、ご判断をお願いいたしますと共に、町直営である「出戸浜簡易郵便局」の旧に倍すご利用を心からお願い申し上げます。

別記委員会報告は二・三面に掲載

出戸浜簡易郵便局特別委員会

委員会報告書

別記 ①

出戸浜簡易郵便局に関する調査特別委員会を去る三月二十五日役場議員控室にて開催しましたので、その経緯と結果について報告いたします。出席者は全員で議長も出席しました。町当局よりは町長、助役、総務課長が出席しました。

議長が開会を宣し、ただちに正副委員長の選任にはいり、委員長に私がなり、副委員長には三浦重春委員が決定いたしました。

次に三浦重春委員が決定いたしました。次に出戸浜簡易郵便局調査方法について議題とし、町当局より土地建物に関する登記簿抄本ならびに契約書の提出があり土地に關しては、加賀谷幸太郎によれば、申請者は伊藤邦夫で用途は簡易郵便局住宅となつております。

り菊地米吉に売買が成立し、その後菊地米吉より伊藤邦夫に対して売買が成立しましたが、錯誤により再度菊地米吉の所有となつておりますのでこの間の事情が不明であり、ならびに家屋は伊藤邦夫の保存登記となつていないので、菊地米吉の所有でないの本人よりその間の事情を聞きたいので、地方自治法第百条により十七年三月末までとし、この間伊藤邦夫さんの名義とすることにいたしました。したがって期限到来の三月二十七日代金決済をして所有権移転登記を終えたので登記簿謄本を添付いたしますからよろしく取り計ひをお願いいたします。今後は、かかる疑いをもたれないよう、じゅうぶん注意して局の業務運営に当りますから善処をお願い申し上げます。(原文のまま)

以上三浦重春委員の報告を聞き、報告の事情を聞くため受託者、菊地米吉を地方自治法第百条の規定により出頭を求めてありましたが、病氣のため欠席の届け出があり、次のような釈明文がありました。

三月二十七日の本会議の際に報告の事情を聞くため受託者、菊地米吉を地方自治法第百条の規定により出頭を求めてありましたが、病氣のため欠席の届け出があり、次のような釈明文がありました。

別記 ②

去る三月三十日出戸浜簡易郵便局調査特別委員会を開催してありましたが、その経緯と結果について、ご報告申し上げます。

出席委員は全員で、議長も出席しました。町当局より、町長、助役、総務課長、鈴木木木係が出席されました。内容について申し上げます。

昭和四十六年一月七日の臨時議会において決議された、出戸浜簡易郵便局設置場所、天王町天王字北野二二一番地の四は、当時菊地米吉の所有で有り、町当局はその番地によって許可した。

その後土地は、中間報告したとおり昭和四十六年十月十一日伊藤邦夫の所有となったが、錯誤と云う理由にて昭和四十六年十月二十五日再度菊地米吉の所有となつております。

この二回にわたる重大な異動の時点において、甲に對し報告の義務を怠つてゐることは、契約書第三条に違反する行為である。建物建築確認申請書の内容

り菊地米吉に売買が成立し、その後菊地米吉より伊藤邦夫に対して売買が成立しましたが、錯誤により再度菊地米吉の所有となつておりますのでこの間の事情が不明であり、ならびに家屋は伊藤邦夫の保存登記となつていないので、菊地米吉の所有でないの本人よりその間の事情を聞きたいので、地方自治法第百条により十七年三月末までとし、この間伊藤邦夫さんの名義とすることにいたしました。したがって期限到来の三月二十七日代金決済をして所有権移転登記を終えたので登記簿謄本を添付いたしますからよろしく取り計ひをお願いいたします。今後は、かかる疑いをもたれないよう、じゅうぶん注意して局の業務運営に当りますから善処をお願い申し上げます。(原文のまま)

別記 ③

去る六月の臨時議会において、出戸浜簡易郵便局特別委員会の委員が指名になつておりましたので、その正副委員長を互選するため、七月三十一日議長召集による委員会を開催してあり、乙に對しては、すみやかに契約解除の手続をすべきであると思われまふ。また、昭和四十六年一月七日出戸浜簡易郵便局設置に當り議事が満場一致で議決されております。その後昭和四十六年七月十九日用途簡易郵便局住宅の建築確認申請書が伊藤邦夫、昭和四十六年一月七日第一回臨時議会議案第五号、簡易郵便局の委託契約申し込みについての議決に加わり、かつ議事録署名員であり、その事情を周知してあり、しかもその当時総務委員長の地位にある者として執るべき行為でなく議会对する不信感をいだかせ、善良な町民に不安を与えたことは許されるべきでなく、議会の議決に背任し、議会の品位を著しく傷つけたもので、誠に遺憾であると委員会の決定を見ました。

以上三浦重春委員の報告を聞き、報告の事情を聞くため受託者、菊地米吉を地方自治法第百条の規定により出頭を求めてありましたが、病氣のため欠席の届け出があり、次のような釈明文がありました。

三月二十七日の本会議の際に報告の事情を聞くため受託者、菊地米吉を地方自治法第百条の規定により出頭を求めてありましたが、病氣のため欠席の届け出があり、次のような釈明文がありました。

別記 ④

昭和四十七年八月八日、出戸浜簡易郵便局特別委員会委員長の鎌田堅治郎、天王町議会議長 京谷仁太郎殿

委員報告をいたします。去る八月二十四日議長の許可を得て、出戸浜簡易郵便局の権利について、第二回出戸浜簡易郵便局特別委員会を開催いたしましたので、その経緯についてご報告申し上げます。出席委員は全員で議長も出席されてありました。町当局からは町長、助役、総務課長が出席されてあり、近々公判が予定されてあり、

それに対処し、今後の考え、進め方などについて協議されてありました。内容等については、菊地米吉からの提訴により係争中の問題であり相手がありますゆえ、今の段階ではある程度の秘密を必要とするものがあるとの判断により、詳細な報告は今後においてご報告いたしたいと思ひますので、この点ご了解のほどお願いいたします。

その後土地は、中間報告したとおり昭和四十六年十月十一日伊藤邦夫の所有となったが、錯誤と云う理由にて昭和四十六年十月二十五日再度菊地米吉の所有となつております。

この二回にわたる重大な異動の時点において、甲に對し報告の義務を怠つてゐることは、契約書第三条に違反する行為である。建物建築確認申請書の内容

り菊地米吉に売買が成立し、その後菊地米吉より伊藤邦夫に対して売買が成立しましたが、錯誤により再度菊地米吉の所有となつておりますのでこの間の事情が不明であり、ならびに家屋は伊藤邦夫の保存登記となつていないので、菊地米吉の所有でないの本人よりその間の事情を聞きたいので、地方自治法第百条により十七年三月末までとし、この間伊藤邦夫さんの名義とすることにいたしました。したがって期限到来の三月二十七日代金決済をして所有権移転登記を終えたので登記簿謄本を添付いたしますからよろしく取り計ひをお願いいたします。今後は、かかる疑いをもたれないよう、じゅうぶん注意して局の業務運営に当りますから善処をお願い申し上げます。(原文のまま)

以上三浦重春委員の報告を聞き、報告の事情を聞くため受託者、菊地米吉を地方自治法第百条の規定により出頭を求めてありましたが、病氣のため欠席の届け出があり、次のような釈明文がありました。

三月二十七日の本会議の際に報告の事情を聞くため受託者、菊地米吉を地方自治法第百条の規定により出頭を求めてありましたが、病氣のため欠席の届け出があり、次のような釈明文がありました。

昭和四十七年八月八日、出戸浜簡易郵便局特別委員会委員長の鎌田堅治郎、天王町議会議長 京谷仁太郎殿

別記 ⑤

私より委員会報告をいたし... 昨二十一日議長の許可により出戸浜簡易郵便局特別委員会を開催してありましたので、その経緯と結果についてご報告申し上げます。出席委員は、菅生藤原(吉)、三浦(兼)、薄田、越前屋、安田、鎌田委員で議長も出席されました。町当局より町長、助役、総務課長が出席されました。

この件については、ご承知のとおり提訴による係争中の事件であります。その後、甲乙当事者間において交渉、話し合いの結果、訴訟問題は、今和解の方向にあり本委員会の提案議案となります。皆さんにご配布されております合意書(案)、覚書(案)、について検討審議の

別記 ⑥

合意書

南秋田郡天王町天王字上江川四七の一〇〇 甲 天王町 同郡同町天王字上出戸 乙 菊地米吉

右甲乙間において、秋田地方裁判所昭和四十七年(第一四八号)事件の解決のため、左のとおり合意する。 一、乙は、甲が昭和四十七年六月二日付「出戸浜簡易郵便局窓口事務の委託契約の解約について」と題する書面による契約解除の効力を争わず、したがって、同四十六年七月一日付の甲乙間の出戸浜簡易郵便局窓口事務の委託契約は、同四十七年九月末日限り終了するものであることを確認する。 二、乙は、昭和四十七年九月末日限り、右委託契約に基づく一切の出納関係を閉鎖して清算のうえ、帳簿その他一切の書

結果、覚書二の文中に(一)書きを除き仙台郵政局長とあるを、東北郵政局長とあらため、三の文中にては使用許可とあるを、貸付とあらため、またその条例に基づきとある条項を財務規則に、さらに使用料を徴収するを貸付料とそれぞれ字句の修正して妥当なるものと、今後における町当局の一段のご努力を望み、委員会の一致をみました。

なお、先の委員会報告において詳細の報告は後日ご報告すると申し上げておりましたが、今甲乙間に和解の合意に達し覚書を取りかわす方向にある現在のところ、今を考へ、今後を考へる時、過去のいきさつ、事情、もんちゃく、経緯等この際、あらためてご報告申し上げますことかどうかと思われまので、な

類を甲に引継ぐものとする。 三、右委託契約終了に伴う清算金を除き、乙は甲に対し補償その他の名目如何を問わず、金銭上ならぬ請求もしないものとす。 四、甲はその所有にかかると南秋田郡天王町天王字北野二五八番三宅地八一・二八平方メートル地上に、郵便局舎を建築し、昭和四十七年一月一日以降右局舎において、出戸浜簡易郵便局を直営するものとする。 五、乙は、本書調印と同時に、秋田地方裁判所昭和四十七年(第一四八号)事件を取り下げ第一、四八号事件を取り下げ

六、前項の訴訟に関する費用は、甲乙各自の負担とし、互いにならぬ請求もしないものとする。 右のとおり合意して、本書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。 昭和四十七年九月二十六日

別記 ⑦

覚書

南秋田郡天王町天王字上江川四七の一〇〇 甲 天王町 右代表者町長 藤原慶三郎 同郡同町天王字上出戸二三番 乙 菊地麗子

右甲乙間において、甲が昭和四十七年一月一日から直営する出戸浜簡易郵便局の運営に関する合意の結果を左のとおり取り決める。 一、甲はその採用規定に基づき昭和四十七年一月一日付で、甲の職員として乙を正式採用し、出戸浜簡易郵便局の職務に従事せしめる。 二、将来乙が甲に対し右出戸浜簡易郵便局を直営にされた旨申し出があった場合には、甲は遅くも昭和四十九年六月三〇日(甲と仙台郵政局長との間の、昭和四十六年六月一日付簡易郵便局事務委託契約の満了日)までに、甲の町議会の同意を経て東北郵政局長に対し、乙に直営させる旨の承認申請手続をしなければならぬ。

三、前項の承認があった場合、甲と乙との間の法律関係は、左のとおりとする。 (一)乙は直営を開始する前日をもって、町の職員たる地位を失う。 (二)甲は乙の選任により、乙に対し出戸浜簡易郵便局の局舎

9月定例会終わる 野沢、蒲沼地区を舗装 教育委員には渋谷、石川の両氏



▲11日の一般質問での一コマ

九月定例会が十一日に開かれ、まず、会期を十一日、十二日の二日間と決めたあと、町長報告、都市計画、出戸浜郵便局の両特別委員会と産業経済委員会の報告が行なわれた。引き続き一般質問が行なわれ、八番、十八番、二十五番の三議員が社会教育、道路整備、農業問題など広範囲にわたって質問、議案審議に入り、二日目の十二日に閉会した。

野沢地区は、樹園地農道として、ナン、ブドウなど、果樹栽培のための農作業の合理化を図るもので、延長は、幹線、支線を含めて四千九百m。五mと四mの幅で舗装する。 また、蒲沼地区は字蒲沼から桃ノ木台の上までの延長千五百五十三m。五mの幅で舗装する。 町立幼稚園 低所得家庭は 保育料が一部免除 幼稚園に就園する四歳児、五歳児の保護者で、低所得者は幼稚園の保育料の一部を免除することになった。 これによると ①生活保護家庭と該当する年度に納める町民税の所得割が非課税になる世帯は、四歳児が一万円、五歳児は九千六百円が免除され ②該当する年度に納める町民税の所得割課税の額が一万円以下の家庭では、四歳児が五千円、五歳児が四千八百円免除されます。

野沢と蒲沼地区の農道を舗装

町営土地改良事業として、野沢地区と蒲沼地区の農道を今年度から三年計画で舗装することになった。 追加工算の主な内訳は、野沢蒲沼地区の農道整備事業の四十七年度分の工事費一千九百四十七千円、この整備事業にともなう用地購入費六百四十四万八千円、江川河口に新しくゴミ埋立て地を作るための仕切り工事費八十二万四千円などとなっている。

水道にも 三十七万円を追加

四十七年度簡易水道事業特別会計に三十七万三千円が追加され、歳入歳出総額は五百二十五万八千円となった。 これは、水道鉄管の布設替え工事がほとんどで、渋谷―中羽立間(百四十m) 中羽立―羽立間(十二m)を新鉄管と旧鉄管を入れ替えるもの。 教育委員に 渋谷、石川の両氏 本町の教育委員、西村鐘三氏、渋谷助氏が九月三十日付で任期満了となり、天王字二田二一九の一現教育長渋谷氏(62)の再任、天王字ハラ(一一)の一団休職員石川次男氏(39)の新任に同意した。

昭和四十七年九月二十六日



# 見聞広めた2青年

## 訪ソ青年の船へ参加

県が立県100周年記念事業としてことし初めて実施した「青年海外研修団員」に参加した、二田の堀井克見君(21)と追分西の小林ノリ子さん(21)は、約2週間にわたってソ連各地を訪問、このほど元気に帰郷した。そこで、この2青年に思いのままを記してもらった。

### 経歴生かし 青年活動に

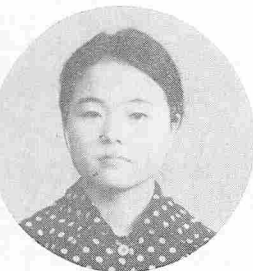
堀井 克見



秋田県が、立県百周年を記念に実施した、青少年の海外研修に私が参加の機に恵まれ全員の仲間百五十名と共に十四日間の研修旅行を続けて参りました。八月十四日たぐさんの仲間に見送られ、秋田港を出発いたしました。

### 「訪ソ青年の船」 に参加して

小林ノリ子



今回、立県百周年の記念行事である「訪ソ青年の船」の一団員として、シベリア各地を見ることができ、しあわせに思っております。



▲フラーツクの幼稚園。授業風景

秋田県が、立県百周年を記念に実施した、青少年の海外研修に私が参加の機に恵まれ全員の仲間百五十名と共に十四日間の研修旅行を続けて参りました。八月十四日たぐさんの仲間に見送られ、秋田港を出発いたしました。



▶クレムリン宮殿内の聖ワシリー寺院

「若人の連帯」「ユーラシアの友情」「あすの私」を胸にいだき一路モスクワへと向った訳であります。船は二十四時間ナホトカ港に着き、私たちは生

まれて初めて異国の地に立ったのです。古い駅を思わせるナホトカ港、市内は派手な感じはなく、いたるところに四〜五階建の国営住宅がある。この日、私たちは日本人戦没者の墓に黙祈する。そして私たちはシベリア鉄道でハバロフスクにむかう。ここでは、市内見学、アム

ル川を観光する。夕方私たちは飛行機で目的地、モスクワへと向かう。機内のアナウンスで私たちは時計を六時間進める。同一国でありながら、時差が六時間もあるのは驚いた。九時間後私たちは、待望のモスクワ空港に到着、さすがに空港は広く端は地平線と交わっている。

また、フラーツクでは幼稚園を見学しました。ソ連では、労働力不足から婦人も外で働くのが当然となっていますので、幼稚園などの施設は大変よく整っております。そこでは、日課の中に仕事の時間というのがあり幼い時から、仕事を愛する人間という目的で教育しているという話でした。

本とは、まったく正反対の体制にチョッピリふれ、いろいろと得ることの多い有意義なものでした。

私はレニングラードを最後に夢のような研修旅行の全日程を終えたのです。文面に制限があるため細かい印象は省略いたしました。自分が異国から祖国日本、郷土秋田を振り返った時、今後私たち青年の任すべきものは何か深く考えさせられました。

今回の経験を生かし、心を新たに、いっそう青年運動に励む覚悟でございます。ご支援くださいました町民の皆さん、青年の仲間たちに、心から感謝申し上げます。

こうして、モスクワにて楽しい思い出を残し、最後の日程であるレニングラードへと出向いたのであります。

北欧のベニスと呼ばれているレニングラード市内は、しっとりと落ちついたムードの、非常に美しい、都市であり、道路も整備され、市内いたるところに、緑が茂っており、ソ連国民の、郷土を愛する心が、美しい大都市建設となり、それが、彼らの伝統と誇りになっているのです。

私はレニングラードを最後に夢のような研修旅行の全日程を終えたのです。文面に制限があるため細かい印象は省略いたしました。自分が異国から祖国日本、郷土秋田を振り返った時、今後私たち青年の任すべきものは何か深く考えさせられました。

今回の経験を生かし、心を新たに、いっそう青年運動に励む覚悟でございます。ご支援くださいました町民の皆さん、青年の仲間たちに、心から感謝申し上げます。

滞在であった。その間、世界的に有名なクレムリン宮殿、赤の広場、レーニン丘、モスクワ大学など数々の名所を見学、ソ連の伝統、歴史を大いに見聞した訳です。

夜は、ソ連青年との交換会に出席、彼らは、私たちが先入観的なものとして感じていた、鉄壁のかたぎ(気質)は全くなく、おほかたで、親切な、大陸の性質の国民性であることが、膚で感じました。

こうして、モスクワにて楽しい思い出を残し、最後の日程であるレニングラードへと出向いたのであります。

北欧のベニスと呼ばれているレニングラード市内は、しっとりと落ちついたムードの、非常に美しい、都市であり、道路も整備され、市内いたるところに、緑が茂っており、ソ連国民の、郷土を愛する心が、美しい大都市建設となり、それが、彼らの伝統と誇りになっているのです。

私はレニングラードを最後に夢のような研修旅行の全日程を終えたのです。文面に制限があるため細かい印象は省略いたしました。自分が異国から祖国日本、郷土秋田を振り返った時、今後私たち青年の任すべきものは何か深く考えさせられました。

今回の経験を生かし、心を新たに、いっそう青年運動に励む覚悟でございます。ご支援くださいました町民の皆さん、青年の仲間たちに、心から感謝申し上げます。

滞在であった。その間、世界的に有名なクレムリン宮殿、赤の広場、レーニン丘、モスクワ大学など数々の名所を見学、ソ連の伝統、歴史を大いに見聞した訳です。

夜は、ソ連青年との交換会に出席、彼らは、私たちが先入観的なものとして感じていた、鉄壁のかたぎ(気質)は全くなく、おほかたで、親切な、大陸の性質の国民性であることが、膚で感じました。

### 21組合、12名 を表彰

納税貯蓄組合長会議で

町では、九月七日男鹿市で行なった納税貯蓄組合長会議での席上で、四十六年度までの連続八年、連続七年度内完納組合個人など、六部門で二十一組合十二名を表彰した。

表彰された組合長、貯蓄組合名は次のとおり。

【組合長表彰】 鎌田鈴

柏崎新七(東荒町)

之助(追分陸会) 越前屋英三

(追分西一) 小野克太郎

(二田十一区) 真井田恭賢

(追分西二) 京谷仁太郎

(本町) 榎庭金五郎(塩口三

区) 沼田喜一(曲町上区)

目黒久治(羽立三区) 石川金蔵

(塩口二区) 榎庭喜八郎(塩

口一区) 三浦三蔵(大崎一区)

【連続八年度内完納貯蓄組

合表彰】

追分陸会、追分西一、二田

十一区、塩口一区、東荒町、下

町、西荒町、旭町。

【連続七年度内完納貯蓄組

合表彰】

曲町下区、追分西二、本町

神明町、塩口三区、上荒町、大

崎一区

【連続五年度内完納貯蓄組

合表彰】

曲町上区、羽立三区、塩口二

区

【連続三年期限内完納貯蓄組

合表彰】

江川一区、中羽立

【四十六年度期限内完納貯蓄

組合表彰】(組合設立後、はじ

めての部)

二田新町共進会

# 参加19チームで熱戦

## 曲町が連続優勝

「アウト、セーフ」町体育協  
会では、第十回目の全町野球大  
会を九月二十四日の日曜日、天  
王中野球場、同サッカー場、出  
戸小グラウンドの三会場で行ない  
て、いままではに盛況ぶりを見せ  
た。この大会は、十七日に予定さ



▲曲町八坂の決勝戦  
八坂チームの攻撃 惜しくもサードゴロに終わる

# 来月3日10時にスタート

## 恒例の駅伝大会

町では、恒例の町  
制施行記念駅伝大会  
を十一月三日に行な  
うことになった。

この大会は、二十  
六年十一月三日の町  
制施行を記念して毎  
年行なわれているも  
ので、こととして二十  
一回目を迎える。

当日は、午前十時  
に追分三差路をスタ  
ート、上出戸、下出  
戸を通過して二田に入  
り、役場前を通過して  
江川に抜け、天王、  
湖岸方面を回って役  
場前がゴールとな

区間は十一区間で、ほぼ町内  
を一周、二十五・六二kmで終わ  
る。

大会要項は次のとおり。

### 【チーム編成】

チームは部落単位で編成し、  
正選手十一名、補欠五名、監督  
一名の計十七名、正選手と補欠  
は、満十二歳以上で天王町に居  
住している者に限られている。  
また、現役の陸上競技選手は、  
中、長距離種目(二百五十m以上)  
で、全県大会以上の大会に出場  
した選手は、出場できないこと  
になっている。

年齢別では、満十二歳～十五  
歳が二人、十六歳～二十歳と二  
十一歳～二十五歳までがそれぞれ  
三人づつ、二十六歳～三十歳

れていたが、風雨のため一週間  
延期、二十四日に行なわれたが  
当日も小雨がパラつく悪天候。  
その中で白球を追いかけ、雨な  
んか気にしないとばかりに熱戦  
が繰り広げられた。

参加チームは、九回大会を大  
幅に上回る十九チームと、大会  
始まって以来のチーム数で、毎  
朝五時に起きて練習したチーム  
夕方遅くまで練習したチームな  
どさまざま。「疲れないか？」  
の問いにも「野球やって、アヒ  
(汗)ダスアダバ、キモチイ  
モンダ」と返ってくる。本町の  
野球人口が増加していると共に  
野球熱が高まってきていること  
がうかがわれる。

試合は、一回戦から白熱し、  
決勝までの十八試合のうち、一  
試合だけコールドゲーム(日没  
を除く)があっただけで、あと  
は一点を争うシューティングが  
ほとんど。

決勝戦は、昨年と同じ天王曲  
町―天王八坂の間で行なわれた  
が、結局、日没コールドゲーム  
三―二で曲町チームが昨年に続  
いて優勝杯を獲得した。

決勝戦は、昨年と同じ天王曲  
町―天王八坂の間で行なわれた  
が、結局、日没コールドゲーム  
三―二で曲町チームが昨年に続  
いて優勝杯を獲得した。

### 【コース】

追分三差路―(①二・六km)  
相互銀行野球場前―(②二・  
六km)―出戸浜入口―(③一・  
九km)―高等農業学園入口―  
(④三km)―二田神社前―(⑤  
一・五五km)―役場前―(⑥三  
km)―東湖幼稚園前―(⑦一・  
四七km)―東湖小学校前―(⑧  
二km)―塩口分館前―(⑨三・  
一五km)―羽立上丁バス停前―  
(⑩一・九五km)―大崎神社前  
―(⑪二・二km)―役場前

優勝、準優勝チームには町長  
杯、第三位には公民館長からタ

二回戦からの結果は次のとお  
り。  
【二回戦】  
むつみ不動産8―2天中籠球  
八坂3―1二田球友  
五洋電子3―2渋谷A  
曲町4―2菊地組  
上出戸7―1二田TST  
塩口1―0東湖

【準決勝】  
八坂7―0むつみ  
五洋電子6―3二田新町  
曲町4―0上出戸  
【準決勝】  
八坂3―1五洋電子  
曲町3―1塩口  
【決勝】  
曲町3―2八坂

## 農近ゼミで大規模の学習会

### 青年会 開発局長を招いて

農業近代化ゼミナール(石川  
善太郎会長)と町連合青年会  
(堀井克見会長)では、大規模  
工業開発について、もっとよく  
知り、我々の意見を反映させよ  
うと、九月十日の夜、町公民館  
に遠山県開発局長を招いて学習

会を開いた。  
当日は、三十五人のヤングた  
ちが集まり、初めに局長が、現  
在までの経過と、今後検討しな  
ければならない十二の問題点を  
説明。このあと、質疑応答に入  
った。

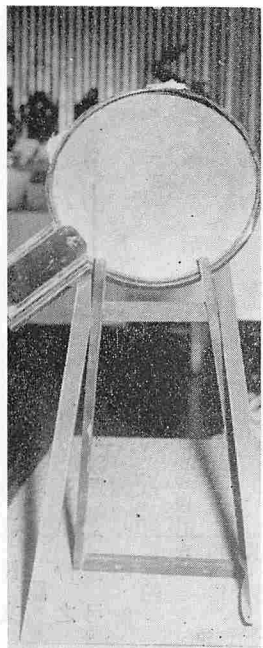


▲今後の問題点を説明する開発局長  
テを授与します。

この他に、区間ラップ賞と参  
加全選手の参加賞もあります。

メンバー表は21日までに

各チームのメンバー表は、十  
月二十一日、午後二時から町公  
民館で行なわれる監督会議まで  
に事務局に提出してください。



## 柄つぎの鏡

女の人のためのカミユイ道具の  
ひとつである。ウラガワに模様  
があつて、オモテはみがかいて顔  
がうつるように作つてある。材  
料は青銅(カラカネ)で、その  
形はさまざまあつたし、大きさ  
もさまざまであつた。



その中で①どんな企業を誘導  
するのか。②現在の農業者は三  
十歳代であるため、職業替えす  
るのは技術的に無理でないか。  
また、いろんな面で企業中心に  
動く恐れがあるのではないか。  
などと厳しい質問。  
これに対して開発局長は、  
①労働力、公害問題、関連企業  
などの要素をじっくり検討し  
その後に業種を決める。②この  
問題は、非常にむずかしい問題  
で、希望者には技術指導をし、  
できれば年配の人より、これか  
ら社会に出る若者に期待する。  
企業中心に動く―については  
そのようなことのないよう、随  
時、計画、データーを地域の代  
表者に提示し、住民参加の計画  
にする、と答えた。  
県では、このような説明会や  
学習会などの機会を見て、住民  
との話し合いの場をもちたい計  
画である。

